

徳島県持続可能な地域力創造支援費補助金 Q & A

1. 補助対象事業について

番号	問	答
1-1	現在、地域の飲食店の活性化・販路拡大のため、屋台等での出店を募集し、地域住民に会場していただくグルメイベントを新たに計画しております。こういった事業は対象事業となるのでしょうか。	事業の詳細が分からないため、明確には回答できかねますが、ご質問いただきました内容であれば、対象になりうると存じます。なお、最終の採択は、選定委員会による審査を経て決定します。

2. 補助対象経費について

2-1	「6. 補助対象経費」の表中、「旅費」内の、「連携団体構成員の交通費及び宿泊費は、補助対象経費の1/2を上限とする。」や、「委託料」の、「補助対象経費の1/2以内とする。」は、補助率が2分の1なので、実質4分の1しか認めないという意味ですか？	<p>「連携団体構成員の旅費」や「委託料」については、「補助対象経費の合計」の1/2まで計上が可能です。</p> <p>例えば、補助対象経費の合計が100万円の場合は、この1/2の「50万円（＝100万円÷2）」まで計上が可能です。</p> <p>【例1】 補助対象経費の合計「100万円」の場合 （内訳：需用費70万円、委託料30万円）</p> <p>→ この場合、100万円の1/2は「50万円」であるため、上限額は「50万円」となり、当該内訳であれば、計上が可能</p> <p>【例2】 補助対象経費の合計「100万円」の場合 （内訳：需用費40万円、委託料60万円）</p> <p>→ この場合も、上限額は「50万円」となります。</p> <p>→ 今回の経費内訳では、「委託料」が上限額を超えていますので、60万円全額の計上は出来ません。</p> <p>→ また、委託料を「50万円（10万円マイナス）」としても補助対象経費の合計が「90万円」となり、委託料が合計額90万円の1/2である「45万円」を超えていることから、同じく全額の計上は出来ません。</p> <p>→ よって、この内訳の場合においては、委託料60万円のうち、20万円を補助対象外経費とするのであれば、補助対象経費の合計が「80万円」となり、委託料が合計額80万円の1/2である40万円以内となることから、計上が可能となります。</p>
2-2	食材費を対象経費の消耗品費と扱うこととしてよいでしょうか。	目的が単なる食事の提供ではなく、その他にあるのであれば、消耗品として対象経費に計上して問題ありません。 例：食材を使った料理教室等、食育を目的としたもの
2-3	新規ブランド商品のパッケージ制作（外注）は当補助金に充てられるか、その場合は委託料に該当するか	デザイン込みの制作であれば、委託料に該当し、当該補助金の対象となりうるものと存じます。なお、既にデザインが決まっているものの単なる印刷であれば、需用費の印刷製本費となり、本補助金の対象外となります。
2-4	需用費/消耗品費で米袋（独自デザイン）の購入はできるか	既製品の購入であれば、需用費の消耗品費として購入は可能です。
2-5	マーケティング費用（外注）は当補助金に充てられるか、その場合は報償費に該当するか	外注する内容にもよりますが、複数の業務（例：戦略の考案と実行）を一括で発注する場合は委託料となり、個人に対して、マーケティングに関する助言をいただき、その謝礼を払う場合であれば報償費となるかと存じます。なお、どちらの場合も当該補助金の対象とできます。
2-6	役務費の広告料は当補助金において例えばどのような用途があるのか	例えば、当該補助事業で実施するイベントの周知のための新聞広告やネット広告等が考えられます。

3. 応募書類について

3-1	「（7）その他知事が必要と認める書類」について、具体的に教えてください。	「（7）その他知事が必要と認める書類」は、状況により必要となった場合に、県側から指定させていただきますので、現時点では不要です。なお、応募していただいた書類を拝見した結果、必要と判断した場合には、別途締切を設けた上で、提出をお願いする場合があります。